



平成 27 年 4 月 20 日

各 位

会社名 リオン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 清水 健一  
(コード番号 6823 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役常務執行役員事業支援本部長 大内 武彦  
(TEL 042-359-7099)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更に関して決議し、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 94 期定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

平成 26 年 6 月 27 日に公布された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、業務を執行しない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となります。適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 31 条(取締役の責任免除)及び第 42 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、第 31 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容については次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現行定款  | 定款変更案   |
|---|---|
| 第 1 条～第 30 条<br>(条文省略)  | 第 1 条～第 30 条<br>(現行どおり)   |
| (取締役の責任免除)<br>第 31 条 (条文省略)<br>2 当社は、 <u>社外</u> 取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 | (取締役の責任免除)<br>第 31 条 (現行どおり)<br>2 当社は、取締役( <u>業務執行取締役等を除く</u> )との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 |
| 第 32 条～第 41 条<br>(条文省略)   | 第 32 条～第 41 条<br>(現行どおり)  |

| 現行定款  | 定款変更案  |
|---|--|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> | <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>監査役</u>との間で、当該<u>監査役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> |
| <p>第 43 条～第 49 条<br/>(条文省略)</p>   | <p>第 43 条～第 49 条<br/>(現行どおり)</p>   |

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日 (予定)

以 上